

計量法関係手数料 【計量証明検査】	手数料 R01.10.1施行 金額 円
1. 定期検査の表に掲げる計量器は同表に掲げる金額	
2. 騒音計	
イ. 使用最大周波数が8千Hz以下のもの	23,700
ロ. 使用最大周波数が8千Hzを超えるもの	38,800
3. 振動レベル計	33,900
4. 濃度計	
イ. ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	96,100
ロ. 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	126,000
ハ. 紫外線式二酸化硫黄濃度計	95,700
ニ. 紫外線式窒素酸化物濃度計	106,000
ホ. 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	101,000
ヘ. 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	116,000
ト. 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	101,000
チ. 化学発光式窒素酸化物濃度計	108,000
リ. ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,100
ハに掲げる濃度計とニに掲げる濃度計が構造上一体となっているものにあつては、ハに掲げる金額とニに掲げる金額とを合算して得た額から五万九百円を減額するものとする。	
ホからトまでに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあつては、検出部が一増すごとに、ホからトまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
ハからチまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとにハからチまでに掲げる金額に二万二千百円を加算するものとする。	